

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について  
（厚生労働省） ..... 1
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病  
児保育事業の取扱いについて（内閣府・厚生労働省） ..... 4
- ◆ 第55回子ども・子育て会議が開催される（内閣府） ..... 5

## ◆緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の 対応について（厚生労働省）

令和3年1月7日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されたことから、各都道府県等に対して標記事務連絡により、保育所、放課後児童クラブ等の対応について周知しています。

### 「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」 （事務連絡、令和3年1月7日、厚生労働省）から、全保協事務局抜粋

- 保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

感染防止策については、保育所等 Q&A 問 5 や 13 事業 FAQ 問 4 等でお示してきたと  
おりの内容であるため、改めて御了知いただきたいこと。また、保育所等において感  
染者が出た場合等の対応についても、保育所等 Q&A 問 2 や 13 事業 FAQ 問 2 等でお示し  
してきたとおりであり、引き続き適切に御対応いただきたいこと。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取扱いが行われるよう、都  
道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市で、必要に応じた情報提供及び助言等  
を実施していただきたいこと。

## (別添1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A (第八報)

### (保育所の開園関係)

問1 感染拡大が広がっている中で、なぜ保育所等は開所するのか。

○ 保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしています。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところです。

問2 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

○ 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)(令和2年2月25日付事務連絡)」で示しているところです。

○ 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、

- ・現時点での休園予定期間
- ・休園中の健康観察とその連絡(症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼)
- ・代替保育の紹介
- ・保育料や給食費等の取扱い
- ・今後の連絡先や相談窓口

などについて情報提供及び要請を行ってください。

○ 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。

○ 感染した子ども等に対して、偏見が生じないように、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

### (感染症の予防について)

問5 新型コロナウイルス感染症を予防するために注意することはあるか。

○ まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください(適切な手洗いの手順等については、『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』(※1)のP14等を御参照ください。)。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です(次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴

霧は行わないでください。)(※2)

定期的な換気(2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。)も合わせて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

また、マスクや消毒液といった感染症防止に必要な備品については、累次の補正予算を活用し、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費や消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など職員に支払われる手当等の支給するための経費を上限50万円まで補助しているほか、保育士の業務負担軽減のために消毒作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けており、感染防止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします。(※3)

なお、布製マスクについては、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について(令和2年8月4日付事務連絡)」等でお示ししたとおり、配布を希望する保育所等に随時配布を行っていますので、厚生労働省ホームページ(※4)で示す所定の方法により申請してください。配布までの所要は概ね3週間程度の見込みです。

さらに、社会福祉施設等(保育所等を含む。)に必要な衛生・防護用品については、各施設で確保していただくことが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対応等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりにより、乳幼児のおむつ交換時の排便処理に必要な使い捨て手袋などが不足する事態に備え、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品(使い捨て手袋)の都道府県等への配布について」(令和2年9月29日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)等でお示ししたとおり、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に配布を行っています。

(※1)『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

(※2)厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

(※3)令和2年度第3次補正予算案においても、新型コロナウイルス感染症対策として、第2次補正予算に加えた更なる感染症対策の実施に伴う経費の補助や研修のオンライン化への支援などの拡充を盛り込んでいる。

(※4)厚生労働省ホームページ「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

(緊急事態宣言後の対応)

問9-1 令和3年1月8日より発令される緊急事態宣言(以下このQ&Aでは「令和3年1月緊急事態宣言」という。)に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきか。

○ 令和3年1月緊急事態宣言については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対

処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであるとされている中で、「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する」こととされていることを踏まえ、原則開所いただくようお願いします。

問 9-2 なぜ令和3年1月緊急事態宣言では、令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和2年4月緊急事態宣言という。」）時と異なり、登園自粛を求めずに原則開所とするのか。

○ 令和3年1月緊急事態宣言については、問9-1にあるとおり、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする者が大幅に減少することも想定されないことから、また、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いことも踏まえ、必要な者に必要な保育を提供するという観点から、原則開所することをお願いするものです。

〔以下、略〕

詳細は、別添の資料1をご参照ください。

・別添PDFの資料1

「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」

⇒3 ページ～「別添1 新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A（第八報）」

⇒17 ページ～「別添2 地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（R3.1.7）」

また、下記厚生労働省ホームページの78（事務連絡）、79（別添1）、80（別添2）に掲載されていますので、ご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

78 緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）（令和3年1月7日）

79 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第八報）（令和3年1月7日）

80 地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（令和3年1月7日）

## ◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（内閣府・厚生労働省）

令和3年1月4日、内閣府・厚生労働省は各都道府県等に対して、標記事務連絡により、病児保育事業の下記特例措置の取り扱いを「令和3年3月末までの間、引き続き継続する」ことを発出しました。

## 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」

（事務連絡、令和2年7月10日、内閣府・厚生労働省）から、全保協事務局抜粋

病児保育施設において病児保育の提供に必要な職員を確保するなど、サービスの提供体制を確保していると市町村が認める場合には、加算単価の適用に当たっては、市町村において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあっては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

下記厚生労働省ホームページの77に掲載されていますので、ご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

77 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）（令和3年1月4日）

## ◆第55回子ども・子育て会議が開催される（内閣府）

令和2年12月25日、第55回子ども・子育て会議が開催され、本会から森田信司副会長が出席しました。

内閣府からは、令和2年度補正予算案、令和3年度予算案が説明されました。（令和2年度補正予算案、令和3年度予算案については、本ニュース No. 20-31（2020年12月28日号）をご参照ください。下記の令和3年度予算案の参考資料が提示されています。

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

○ 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。

○ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備することとされている。

○ これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、令和3年度予算案において、以下の取組を推進する。

新たな展開の方向性

共通課題である

○量的拡充

○人材の確保・育成

を図るとともに、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、

○個々のニーズへの対応では、

- ・子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）
- ・子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり
- ・保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援
- ・孤立化の解消、虐待の未然防止

などを進め、さらに、

○子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進

令和3年度予算案における対応

<div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; font-weight: bold;">①利用者支援事業（基本型）</div> <p>子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数 (1,453億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施</li> <li>➢ 国庫補助率を1/3から2/3に引上げ (参考) 実施か所数：805か所（令和元年度実績）</li> </ul>	<div style="background-color: #ffcc99; padding: 5px; font-weight: bold;">②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</div> <p>子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数 (1,453億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化 (参考) 実施か所数：931か所（令和元年度実績）</li> </ul>
<div style="background-color: #add8e6; padding: 5px; font-weight: bold;">③地域子育て支援拠点事業</div> <p>子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数 (1,453億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 両親共に参加しやすくなるよう休日の育児参加促進に関する講習会の実施を支援 (参考) 実施か所数：7,578か所（令和元年度実績）</li> </ul>	<div style="background-color: #9370db; padding: 5px; font-weight: bold;">④一時預かり事業等への巡回支援（広域的保育所等利用事業）</div> <p>保育対策総合支援事業費補助金 402億円の内数 (394億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保育所等への子どもの送迎以外の時間帯における送迎バスを活用した巡回支援を実施 (参考) 一時預かり事業の利用児童数：延べ513.6万人（令和元年度実績）</li> </ul>



また、厚生労働省からは「新子育て安心プラン」の説明があり、下記の資料「新子育て安心プランの概要」が示されています。

## 新子育て安心プランの概要

○ **令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。  
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度末
	待機児童解消加速化プラン (目標：5年間で約50万人)	子育て安心プラン (目標：3年間で約32万人)	<b>新子育て安心プラン</b> (目標：4年間で約14万人)

○ **新子育て安心プランにおける支援のポイント**

**①地域の特性に応じた支援**

- **保育ニーズが増加している地域への支援**  
(例)  
・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**
- **マッチングの促進が必要な地域への支援**  
(例)  
・**保育コンシェルジュによる相談支援の拡充**  
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)  
・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充  
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)
- **人口減少地域の保育の在り方の検討**

**②魅力向上を通じた保育士の確保**

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (勤務時間30時間以下)との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**  
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**  
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

**③地域のあらゆる子育て資源の活用**

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)の**推進**)
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**  
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

上記の「新子育て安心プランにおける支援のポイント」の「②魅力向上を通じた保育士の確保」の2つ目「・短時間勤務の保育士の活躍促進」として、「短時間保育士の活用」について、下記の資料が示されています。

## 短時間勤務の保育士の活用

**現行制度の概要**

○ 保育所に配置される保育士について、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の要件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないこととされている。

- ①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること
- ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

**見直し案**

○ 潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する要件①について、  
・**令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、**  
・**常勤の保育士が十分に確保できず子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得ないと認める場合には、**  
各組や各グループで1名以上常勤の保育士を配置を求める規制を撤廃し、**1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないこととする。**

○ その際、交替に当たっての適切な引継ぎや、保育の計画や評価を共有する機会の確保など、利用児童の処遇水準の確保に努めるとともに、一部の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないように、適切な業務分担を行うこととする。

(参考)

○ 保育士が再就業する場合の希望条件(複数回答)  
勤務時間：76.3% 雇用形態(パート・非常勤採用)：56.0%  
※「東京都保育士実態調査報告書」(令和元年5月公表)より

これらの説明に対して、森田副会長が発言した内容は下記のとおりです。

なお、今回の議題には挙げられていませんが、保育士等の児童福祉関係の職員に対する新型コロナウイルスワクチンの優先接種についても発言しています。

### 第 55 回子ども・子育て会議 森田信司副会長 ご発言要旨

- ・ 令和 2 年度補正予算案、令和 3 年度予算案や、「新子育て安心プラン」のご説明をいただきました。保育の現場に寄り添っていただいていることを感謝申し上げます。
- ・ まず、「短時間勤務の保育士の活用」についてです。長田委員からも意見が出されていますが私も同じ意見です。保育の質の観点から懸念があります。十分に議論して進めていただきたいと思います。
- ・ 次に、「新型コロナウイルス感染症対策」についてです。

保育現場の ICT 化に関して、コロナ禍において、ICT を活用した保育実践が進んでいます。このことは、本会の会員への調査でも明らかになっています。このたびの補正予算案により、このような ICT 化の取り組みをさらに充実することができます。一方で、ICT の利活用には業務の省力化だけではなく、保育所・認定こども園を利用する子どもや保護者、さらに地域の子育て家庭に対し、リモートでもさまざまな支援ができる可能性が広がっています。コロナ禍の補正予算という単発的なもので終わるのではなく、継続的な支援としていただきたくお願いいたします。

また、感染症対策の「かかり増し経費」への支援については、補助割合が国 1/2、市町村 1/2 となりました。これは、第 2 次補正までは国 10/10 で実施されており、各市町村の財政状況は厳しく、他の新型コロナウイルス対策にも予算確保が難しくなるなど、自治体の財政状況による格差が生じています。

さらに、第 1 次補正、第 2 次補正予算分も自治体によっては保育所等からの申請ができていないところもあると聞いています。こうした実態の把握をいただいた上で、必要などころに必要な支援が届くよう、国からの配慮を強く求めます。

- ・ 次に、ワクチンの優先接種について、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、「医療従事者、次に高齢者」とされ、その次に介護職員等が示されていますが、ここに児童福祉関連の職員は含まれていません。  
エッセンシャルワーカーとして従事してきている保育所・認定こども園をはじめ、児童福祉施設の職員への優先接種についてもご検討いただきたいと思います。
- ・ 最後に、前回も発言していますが、**保育士等の処遇改善**は、まだ道半ばの状況です。引き続きご検討くださいますよう、お願いいたします。

また、児童手当の見直しについては、「全世代型社会保障改革の方針」（令和 2 年 12 月 15 日）を踏まえ、高所得者を対象外とする方向性が示され、この財源を新子育て安心プランに充てることが提示されました。

「全世代型社会保障改革の方針」（令和 2 年 12 月 15 日）  
「第 2 章 少子化対策」「2. 待機児童の解消」から全保協事務局抜粋

新プランの財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とする。

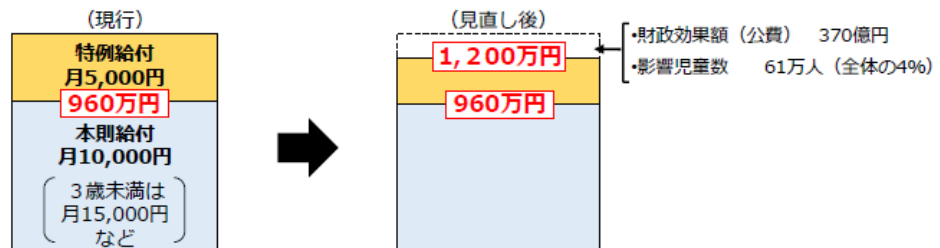
## 児童手当の見直しについて

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

- 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断
- 年収1,200万円\*以上の者への特例給付を廃止  
(\*子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)
- 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

⇒ 上記について、令和3年通常国会に必要な法案の提出を図る。

(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。)



(参考) 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）

### 2. 待機児童の解消

(前略)

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。これらのために、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

1

子ども・子育て会議の資料、当日の動画、議事録は内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議等

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html)